［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（廃棄物管理施設の施設管理）

第二十九条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　廃棄物管理施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第五十一条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第三十五条の五の二第九号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、廃棄物管理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。

ハ　廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

（保安活動の評価）

第二十六条の八　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第二十六条の九　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防処置に当たつては、自らの廃棄物管理施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第二十六条の十　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（廃棄物管理施設の巡視及び点検）

第二十九条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2　法第五十一条の十六第三項の規定により、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、毎週一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視を行わせなければならない。